

令和2年度 公益財団法人高知県人権啓発センター事業計画書

I. 基本方針

当法人は、「同和問題をはじめとする、あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るために人権に関する啓発・研修等の事業を行い、もって人権尊重の社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めている。

事業計画及び予算編成に当たっては、高知県から受託する人権啓発研修事業を核として、定款で定める事業に基づき、次の事業を行う。

1 高知県人権啓発センター運営事業

- (1) 評議員会の開催
- (2) 役員会(理事・監事)の開催
- (3) その他法人運営に関する事項

2 人権に関する啓発研修事業

- (1) 「部落差別をなくす運動」強調旬間啓発事業
- (2) 人権啓発フェスティバル開催事業
- (3) 研修会、講演会の開催事業
- (4) 図書資料・視聴覚教材等の収集、整備、貸し出し
- (5) マスメディアによる啓発の充実
- (6) その他啓発に関する事項

II. 事業計画概要

公1 人権に関する県民啓発研修(公益目的事業)

A 人権啓発センター運営協議会開催事業

当法人が行っている人権啓発及び研修等の事業の現状把握と、改善すべき方向及び具体的方策を審議するため、運営協議会を開催する。

B 「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業

同和問題についての県民の理解と認識を深め、その早期解決を図ることを目的とする啓発事業(講演等)を、「部落差別をなくする運動」強調旬間(7月10日～20日)にあわせて行う。

C 人権啓発フェスティバル開催事業

「人権週間(12月4日～10日)」を周知するとともに、私たちの身のまわりにある様々な人権問題について、県民が関心を持ち理解を深めることができるように、「明るく、楽しく」を基本とした啓発の場を提供することで県民の人権意識の高揚を図るイベントを、関係機関と協力して開催する。

D 人権啓発映画放映等事業(休止)

マスメディアを活用した人権啓発として、県民の人権問題に対する意識を高め理解と認識を深めることができるよう、当法人が制作する人権啓発ミニ番組のテレビ放送を行う。

E 人権啓発スポット事業

マスメディアを利用した人権啓発として、「高知県人権施策基本方針」に挙げられている様々な人権課題についてのスポットコマーシャルを制作し、県内の大型映画施設で放映する。

F 人権啓発シリーズ新聞掲載事業

新聞の紙面を通して、県民の人権問題に対する理解と認識を高めるため、有識者等に執筆を依頼し、高知新聞朝刊に、「人権啓発シリーズ」として、様々な人権に関するコラムを掲載する。

G 人権啓発広告新聞掲載事業

広く県民の人権問題に対する意識を高め理解と認識を深めるため、人権啓発広告を高知新聞に掲載する。

H 人権啓発電車・バス・列車運行事業

人権問題に対する理解と認識を深め、広く県民の人権意識の普及高揚を図るため、人権啓発に関するポスター等を電車やバスの車内やJR四国及び土佐くろしお鉄道の車内及び主な駅舎内に掲示する啓発広告を行う。

I 人権啓発センター情報発信事業

当法人が行う各種イベントや人権研修出前講座、また、ライブラリーで所蔵している書籍やビデオ、DVD等について、多くの県民の方に参加や活用をしていただくため、センターの季刊誌(こころんだより)やホームページ等を通して情報発信を行う。

J 市町村人権啓発担当者連絡協議会開催事業

人権が尊重される社会づくりを推進するため、市町村との情報交換や地域における人権啓発活動の連携を図ることを目的とした研修会を、県内3地区(東部地区、中部地区、西部地区)で実施する。

K 講師派遣事業

同和問題をはじめとする、あらゆる人権に関する問題に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修等に当法人職員を講師として派遣し、効果的な人権啓発研修等を実施する。

また、幅広い人権に関する研修需要に対応できるよう、必要に応じて、外部講師を研修講師として派遣する。

L 人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業

企業や各種団体等、県民を対象に、人権尊重の職場づくり・社会づくりに資する人材を育成するため人権啓発に関するセミナー・講座を開催する。

(1) 人権啓発研修ハートフルセミナー

県民を対象に、人権問題に対する興味と関心を高め、人権尊重の職場づくりと人権尊重の社会づくりに資するためのセミナーを開催する。

(2) 人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座

企業、各種団体等の管理者や職員の人権意識を高めるため、企業等の公正採用をはじめとする社会的責任や人権についての講座を開催する。

M 人権に関する相談事業

人権に関する様々な問題を抱えている県民からの相談について、相談室を設け、無料で面談、文書及び電話相談に応じ、悩みの解決策について適切な助言等の支援を行う。

N 人権に関する啓発活動支援事業（人権ふれあい支援事業）

県民の人権意識の向上のために、県内のNPO法人、ボランティアグループ等の民間団体が自ら企画立案して実施する事業に要する経費の一部を支援することにより、人権尊重の社会づくり活動の支援を行う。

O 人権に関する啓発資料作成事業

地域での人権啓発事業を行う県民、企業等を支援することで人権問題の理解と認識を深めるため、啓発冊子の購入や、当法人が行う人権啓発事業をまとめた啓発資料等を作成し、関係機関等に配布する。

P 人権に関する書籍資料等の収集整備事業

「高知県人権施策基本方針」に挙げた県民の身近な人権に関する課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権など)を始めとして、幅広く、人権問題に関する書籍や雑誌、視聴覚教材を購入・整備し、県民に無料で貸し出しを行う。

Q 私立学校における人権教育指導事業

県内の私立学校の人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導、各校での人権教育に係る研修の実施、高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会の運営に対する助言・指導、人権教育に関する情報等の収集・提供、その他人権教育推進上必要な助言・指導を行う。

R 高知県立人権啓発センターの管理運営事業

人権思想の高揚、普及・啓発の用に供する施設である高知県立人権啓発センターの指定管理者として、施設を良好な状態に保ち、県民が快適に利用できるよう施設の適切な管理運営を行う。

S スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業

いじめ等の身近な人権問題に県民が関心を持ち理解と認識を深めるため、青少年や地域社会への強い情報発信力を有するスポーツ組織と連携・協力した啓発活動を行う。

III. 事業体系表

